

# 一般社団法人 鹿児島県銀行協会

## 定 款

平成 24 年 4 月 1 日制定

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

# 一般社団法人 鹿児島県銀行協会定款

## 目 次

第1章	総 則	1
第2章	目的および事業	1
第3章	会 員	1
第4章	準会員	4
第5章	機 関	5
第1節	役 員	5
第2節	総 会	6
第3節	理事会	8
第4節	委員会	10
第6章	加入金および経費分担金	10
第7章	資産および会計	10
第8章	定款の変更	12
第9章	解 散	12
第10章	事務局	12
第11章	雑 則	13
	附 則	13

# 一般社団法人 鹿児島県銀行協会定款

## 第1章 総 則

### 第1条(名称)

この法人(以下「本協会」という。)は、一般社団法人鹿児島県銀行協会と称する。

### 第2条(事務所)

本協会は、主たる事務所を、鹿児島市名山町に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条(目的)

本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

### 第4条(事業)

本協会は、前条の目的を達成するため、鹿児島県内において次の事業を行う。

- (1) 銀行の営業および業務一般に関する会員、関係官庁、その他との連絡
- (2) 金融ならびに経済に関する調査および研究
- (3) 関係官庁その他に対する建議ならびに答申
- (4) 他の金融機関および産業界との連絡
- (5) 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための施設の設置、運営
- (6) 銀行職員の養成教育ならびに厚生に関する施設の設置、運営
- (7) 「銀行とりひき相談所」の設置、運営
- (8) 金融経済教育の実施
- (9) その他本協会の目的達成上必要と認めた事業

## 第3章 会 員

### 第5条(会員の要件)

1. 本協会の会員となることのできる者は、鹿児島県内に本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。
2. 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

## 第6条(入会)

会員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

## 第7条(加入金)

新たに本協会の会員となる者は、第52条に規定する加入金を納付しなければならない。

## 第8条(会員資格の取得)

1. 第6条の承認を得た銀行が前条により加入金を完納したときは、常務理事は、入会申込書の記載事項を会員名簿に登録し、これを会員に通知しなければならない。
2. 申込銀行は、会員名簿登録によって会員としての資格を取得する。
3. 前項の会員名簿には、会員名、所在地、加入年月日、代表者名を記録する。

## 第9条(会員名簿に記載した事項の変更)

1. 会員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、会員は1週間以内に書面でこれを本協会に通知しなければならない。
2. 前項の通知があったときは、常務理事は会員名簿に変更の記載をし、これを会員に通知しなければならない。

## 第10条(会員資格の喪失)

会員である資格は、次の事由により喪失する。

- (1) 退会の申出または整理のために休業したとき
- (2) 第5条に規定する資格を喪失したとき
- (3) 破産の宣告をうけたとき
- (4) 解散または合併により消滅したとき
- (5) 除名されたとき

## 第11条(会員資格の承継)

会員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、会員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合：存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合：設立される銀行
- (3) 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第2号または第4号により会員の資格を喪失する場合：営業を譲り受ける銀行

(4) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該会員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第2号または第4号により会員の資格を喪失する場合

①営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行

②営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該会員が指定する一の銀行

(5) その他理事会が適当と認める場合：理事会が指定した銀行

#### 第12条(退会)

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 第13条(除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席会員の4分の3以上の同意により除名することができる。

この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 経費分担金を納付しないとき

(2) 本協会の体面を毀損する行為、または目的に反する行為をしたとき

(3) 営業状態が危険と認められる事実があったとき、または総会の決議に違反したとき

#### 第14条(会員資格喪失の通知等)

会員としての資格を喪失した者があるときは、常務理事は、会員名簿にその事由および年月日を記入し、かつ、これを会員に通知しなければならない。

#### 第15条(会員の権利喪失)

会員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

#### 第16条(協力義務)

会員は、本協会の依頼に応じ、金融もしくは経済に関する調査を行い、または必要な資料の提出に協力するものとする。

## 第4章 準 会 員

### 第 17 条 (準会員の要件)

本協会の目的や事業に賛同し、会員と共通の事業等について連携して行うことを希望する鹿児島県内に本店または支店等の営業拠点を有する金融機関は、準会員として本協会に入会できる。

### 第 18 条 (準会員の地位)

準会員は第 5 条第 2 項に定める一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員には該当せず、本定款に定める総会、理事会、委員会への出席資格および議決権を有しない。また、準会員の役職員は、第 24 条に定める役員にも就任できない。

### 第 19 条 (準会員の協力義務)

準会員も第 16 条に定める会員に準じた協力義務を負うものとする。

### 第 20 条 (準会員としての入会)

準会員としての入会を希望する場合は、本協会所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

### 第 21 条 (加入金および会費)

準会員として入会する場合は、加入金の納付は要しない。ただし、本協会が別途定める会費を納付する。なお、原則として納付した会費の返還を請求することはできない。

### 第 22 条 (退会)

準会員は、別途定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### 第 23 条 (準会員資格の喪失、承継、除名)

準会員資格の喪失、承継、除名等については、第 10 条、第 11 条および第 13 条に定める会員の取扱いに準じる。

## 第5章 機 関

### 第1節 役 員

#### 第24条(役員の種類および定数)

1. 本協会には、次の役員を置く。
  - (1) 理事 7名以上12名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち、1名を会長、1名を常務理事とする。
3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
4. 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

#### 第25条(理事および監事の選任)

1. 理事11名以内および監事2名は、会員の役職員の中から総会においてこれを選任する。
2. 理事1名および監事1名は、会員の役職員以外の者から総会においてこれを選任することができる。

#### 第26条(会長の選任)

会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

#### 第27条(常務理事の選任)

会員の役職員以外の者から選任された理事を、理事会の決議を経て常務理事とする。

#### 第28条(理事の職務)

理事は、理事会を組織し、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会の業務を執行する。

#### 第29条(監事の職務および権限)

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事はいつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、総会および理事会に出席して意見を述べるることができる。

### 第 30 条(会長、常務理事の職務および権限)

1. 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を総理する。
2. 常務理事は、会長を補佐し、会長の指示にもとづき業務を執行する。
3. 会長および常務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 第 31 条(役員任期)

1. 理事の任期は、第 35 条第 2 項に規定する決算総会終了後から翌々事業年度の決算総会終了時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、第 35 条第 2 項に規定する決算総会終了後から翌々事業年度の決算総会終了時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 役員は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。
4. 役員に欠員を生じたときは、第 25 条から第 27 条の規定によりこれを補充する。ただし、理事会において会務に支障をきたさないと認めるときは、補充選任を行わないことができる。
5. 補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第 32 条(役員報酬等)

理事および監事は、無報酬とする。ただし、常務理事および会員の役職員以外の監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

### 第 33 条(役員解任)

役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の同意により解任することができる。

- (1) 本定款に違反したとき
- (2) 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき

## 第 2 節 総 会

### 第 34 条(総会の構成)

1. 総会は、すべての会員をもって構成する。
2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。



#### 第 35 条(総会の種類)

1. 総会は通常総会と臨時総会の 2 種とする。
2. 通常総会は、毎年 3 月末までに開催する予算総会および事業年度終了後 3 か月以内に開催する決算総会とする。
3. 前項の決算総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

#### 第 36 条(総会の招集)

1. 総会は、開催の 1 週間前までに会議の目的である事項、日時および場所を記載した通知を發して、会長が招集する。ただし、緊急の場合は、会員全員の同意を得て、招集の手続を経ることなく開催することができる。
2. 前項にかかわらず、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、その旨を通知するとともに、会日の 2 週間前にその通知を發しなければならない。
3. 臨時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
4. 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員もしくは監事から、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

#### 第 37 条(総会の議長)

1. 総会の議長は、会長とする。
2. 会長に事故あるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

#### 第 38 条(総会の定足数)

総会は、すべての会員の過半数の出席によって成立する。

#### 第 39 条(会員の議決権)

1. 各会員の議決権は 1 箇とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する会員は、その決議に参加できないものとする。
2. 総会に出席しない会員は、第 36 条第 2 項の規定により、あらかじめ通知のあった事項について議決権行使書面をもって表決を行う。
3. 総会に出席しない会員は、他の出席会員に、その議決権の代理行使を委任することができる。
4. 第 2 項に規定する書面で議決権を行使し、または第 3 項で委任した会員は、総会に出席したものとみなす。

#### 第 40 条(総会の議決)

1. 総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合および法令で定められた事項を除き、議長を含む出席会員の過半数で決する。
2. 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### 第 41 条(総会の決議事項)

1. 総会は、本定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。
  - (1) 事業報告および決算
  - (2) 事業計画および予算
  - (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
  - (4) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項
2. 総会においては、第 36 条による通知に掲げる事項に限って決議するものとする。

#### 第 42 条(総会の議事録)

1. 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2. 議長および総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人 2 名以上は、前項議事録に署名または記名・押印し、主たる事務所に備え置く。

### 第 3 節 理 事 会

#### 第 43 条(理事会の構成と権限)

1. 本協会に理事会を置く。
2. 理事会は、理事全員をもって構成し、次の職務を行う。
  - (1) 本協会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長および常務理事の選定および解職
  - (4) 第 50 条に規定する委員会の設置および運営に必要な事項の決定

#### 第 44 条(理事会の招集)

1. 理事会は、会長が必要と認めるとき、またはその他の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、会長がこれを招集する。
2. 会長は理事会を招集するときは、会議の目的である事項、日時および場所を記

載した書面をもって、開催の3日前までに各理事および各監事に通知しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3. 会長に事故あるとき、または欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

#### 第45条(理事会の議長)

1. 理事会の議長は、会長とする。
2. 会長に事故あるとき、または欠けたときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

#### 第46条(理事会の定足数)

理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

#### 第47条(理事会の議決)

1. 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。
2. 理事会の議長は、理事としての議決権を有する。
3. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### 第48条(理事会の決議事項)

理事会は、本定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会において理事会に委嘱された事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本協会運営上の重要事項

#### 第49条(理事会の議事録)

1. 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した会長および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。ただし、会長に事故あるときは、出席した理事全員と監事が署名または記名押印しなければならない。
3. 議事録は、主たる事務所に備え置く。

## 第4節 委員会

### 第50条(委員会)

1. 必要に応じ、本協会に委員会を置く。
2. 委員会の設置または廃止は、理事会の決議を要する。
3. 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会において別に定める。

## 第6章 加入金および経費分担金

### 第51条(経費負担義務)

会員は、第52条の定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

### 第52条(加入金および経費分担金)

1. 本協会の加入金および経費分担金の算出基準および納付方法は、総会において定める。
2. 加入金は、入会の承認通知を受けた日から1週間以内に納付しなければならない。
3. 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。
4. 会員は、納付した加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。

## 第7章 資産および会計

### 第53条(資産の構成等)

1. 本協会の資産は、次のものをもって構成する。
  - (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 加入金および経費分担金、会費
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 資産から生じる収入
  - (5) 寄付金品
  - (6) その他の収入
2. 資産は、基本財産および通常財産の2種に分ける。
3. 基本財産は、財産目録に基本財産として記載されたものとし、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、総会において、総会員の3分の2以上の決議を経て、処分し、または担保に供することができる。
4. 通常財産は、基本財産以外の資産とする。

#### 第 54 条(資産の管理)

本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

#### 第 55 条(経費の支弁)

本協会の経費は、通常財産をもって支弁する。

#### 第 56 条(事業計画および予算)

1. 本協会の事業計画および収支予算書は、毎事業年度開始前に理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

#### 第 57 条(事業報告および決算)

1. 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長は、業務成績報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録ならびにこれらの付属明細書を作成し監事の監査を受けたうえで、理事会および総会の承認を得なければならない。
2. 前項の業務成績報告書をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の事業報告とする。

#### 第 58 条(総会資料の備え置き)

1. 会長は、総会の承認を得た前 2 条に関する書類を主たる事務所に備えなければならない。
2. 第 56 条にかかる書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
3. 第 57 条にかかる書類については、次の書類を含め、5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および会員名簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事および監事の名簿（役員名簿）
  - (3) その他必要な資料
4. 事務所に備え置く資料の開示・閲覧にあたって必要な事項は、別に定める。

#### 第 59 条(剰余金)

本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、会員に分配せず翌事業年度へ繰越し、翌事業年度の収入とする。

#### 第 60 条(長期借入金)

本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

#### 第 61 条(予算外支出の制限)

予算以外の支出をするときは、総会の承認を得なければならない。

#### 第 62 条(事業年度)

本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

#### 第 63 条(会計規則)

本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

### 第 8 章 定 款 の 変 更

#### 第 64 条(定款の変更)

1. 本定款は、理事または総会員の 3 分の 1 以上の発議によって総会の決議でこれを変更することができる。
2. 前項の決議には総会員の 4 分の 3 以上の同意を必要とする。

### 第 9 章 解 散

#### 第 65 条(解散)

本協会は法令で定められた事由により解散するが、総会の決議によって本協会を解散しようとするときは、総会員の 4 分の 3 以上の同意を必要とする。

#### 第 66 条(残余財産の処分)

本協会が解散したときの残余財産の処分については、総会員の 4 分の 3 以上の決議を得なければならない。

### 第 10 章 事 務 局

#### 第 67 条(事務局)

1. 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
3. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 雑 則

### 第 68 条(公告の方法)

1. 本協会の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、鹿児島県において発行する南日本新聞に掲載する方法による。

### 第 69 条(定款の施行に必要な事項の定め)

本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

## 附 則

### (定款の効力)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

### (代表理事等)

2. 本協会の最初の代表理事(会長)は上村基宏、業務執行理事(常務理事)は飯山千尋とする。

### (理 事)

3. 本協会の最初の理事は、上村基宏、松山澄寛、原口哲二、野間信護、小山人士、井上浩一、大仁田尚、大林泰成、関根健太郎、栗原順一、森俊英、飯山千尋とする。

### (監 事)

4. 本協会の最初の監事は、松本佳久、宮下典泰、田所泰博とする。

### (事業年度)

5. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、定款第 62 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(法令の準拠)

6. この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律そのほかの法令に従う。

(定款の変更)

7. 本定款は、令和5年4月1日付で一部変更し、同日施行する。